

様式2

生産行程管理業務規程

令和5年10月20日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒861-0803) 熊本県玉名郡南関町関町1500-1

(クマモトケンタマナグンナンカンマチセキマチ1500-1)

名称（フリガナ）：南関町関素麺製造業組合

(ナンカンマチセキソウメンセイゾウギョウクミアイ)

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：組合長 綾田 慎也

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：穀物類加工品類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：南関素麺（ナンカンソウメン）、Nankan Somen

4 明細書の変更

南関町関素麺製造業組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項に規定の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

組合は、構成員である生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「南関素麺」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について、研修会の実施、マニュアルの配付その他の方法により周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「南関素麺」の原材料のうち、小麦粉の「納品伝票」を保存するとともに、明細書に記載の方法（生産地、原料の使用状況、生産工程及び最終製品の形態、）を遵守して「南関素麺」を生産した記録である「生産工程管理表」を作成し、各月分を翌月10日までに組合に提出する。

イ 組合の手順

組合は、上記で生産業者から提出された「生産工程管理表」の記載の確認を行うとともに、年1回、生産業者に対する立入調査を実施し、生産業者による明細書に

記載された生産地及び生産の方法の遵守状況を確認の上、「生産工程調査表」に調査結果を記録する。

なお、組合は、「生産工程管理表」の確認及び立入調査の結果、生産業者による明細書の記載事項の遵守について疑義があると認める場合、当該生産業者に対する臨時の立入調査を行うことができるものとする。

(2) 手順の妥当性の検証

組合は、上記(1)のア及びイの手順について、必要に応じてその妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが判明した場合は、当該生産業者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、当該生産業者が警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は、当該生産業者が生産した素麺について「南関素麺」の名称を付した状態での出荷を禁止するものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5の周知の際に、地理的表示である「南関素麺」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「そうめん」にのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「南関素麺」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、地理的表示等の違反使用を確認した場合、生産業者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は、当該生産業者に対し、地理的表示等の使用を、一定期間禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記の6及び8に関して「南関素麺」に係る需要者の信頼を著しく損ない、又は損なうおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣にその旨報告する。

10 資料の保存

組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「南関素麺」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料

- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
- ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

